

## 【書類作成上の注意事項および Q&A】 2024 年 2 月 7 日作成

### 書類作成上の注意事項

- ・ 制度施行細則は HP に掲載されているものに準拠してください。
- ・ 指導（責任）医の署名は必ず「**自筆**」をお願いします。印刷はお認めできません。
- ・ 人類遺伝学会もしくは遺伝カウンセリング学会の年会費支払証明を紛失した場合には、ご自身で学会のホームページからマイページに入り、入金記録をプリントアウトして同封してください。

- ・ **症例は研修開始以降のものに限ります。**研修開始前の症例が含まれていた場合には対象外とします。

（細則第 8 条第 4 項より抜粋）3 年間以上の研修期間中に専攻医が担当もしくは陪席した 20 症例の要約およびそのうちの 5 症例についての詳記とする。ただし、症例は認定試験の出願から遡って過去 5 年間の症例に限る。

→例えば 2024 年 4 月に出願（受験申請）する場合は、**研修開始以降かつ、2019 年 4 月以降の症例である必要があります。**

→20 症例は周産期、小児期、成人期、腫瘍の全ての領域を含み、各領域の症例数は少なくとも 3 症例が必要。詳記の 5 症例には周産期、小児期、成人期、腫瘍の各領域を含むこと。が必要です。

- ・ 学術集会参加や研修会参加は、研修開始から受験申請書類作成時までに参加したものに限ります。

（細則第 4 条より抜粋）3 年間以上の研修期間中に少なくとも 2 回は日本人類遺伝学会または日本遺伝カウンセリング学会の学術集会に出席しなくてはならない。

研修施設以外の施設に在籍する専攻医は（細則第 6 条）も必ずご確認ください。

- ・ 論文・発表は、研修開始前、医師になってからの論文・発表も申請可能です（細則第 8 条ご参照）。

- ・ 第 5 条第 2 項と第 6 条第 4 項の運用について受験申請予定者より問い合わせがありましたので、定義を明確化しました。「各領域の症例数が不足する場合には不足している当該領域 1 症例をロールプレイの同領域受講 1 回に代えることができる。ただしロールプレイの事例は 20 症例、5 例詳記に加えることはできません。20 症例、5 例詳記はあくまで受験申請者自身がカウンセリングを担当したことが必須要件です。」

## Q&A

Q.「ロールプレイの同領域受講1回で補填することができる」のは”何の症例数”ですか？

A. ロールプレイ（以下 RP）で補填することができるのは、領域が不足している症例数です。

20 症例に RP 症例を含めることはできません。

20 症例+RP の症例で 4 領域×3 症例の条件を満たしていただくようお願いいたします。

極端な例を挙げると、自身が担当もしくは陪席した症例が

周産期 9 例

小児期 9 例

成人期 1 例

腫瘍 1 例

の場合、

4 領域×3 症例の条件が満たせない状況です。

そのため、

成人期 2 例

腫瘍 2 例

を RP を受講することで補填いたします。

最終的に申請時にご提出いただくのは下記です。

20 症例として、

周産期 9 例

小児期 9 例

成人期 1 例

腫瘍 1 例

4 領域×3 症例の補填として、

ロールプレイ 4 回（成人期 2 例・腫瘍 2 例）

→この（成人期 2 例・腫瘍 2 例）は 20 症例に含めることはできませんので、20 症例とは別に、ロールプレイの参加証明書などを添付いただくことになります。

Q.[様式 1-2-7] 20 症例のリストと[様式 1-2-8] 症例詳記に署名をいただくのは「受験申請時点で研修している施設の指導医」でしょうか？それとも「症例を実際に行った施設の指導

医」でしょうか？

A.「受験申請時点で研修している施設の指導医」に署名をいただけてください。これまで専攻医が行ってきた研修について以前の指導医から申し送りを受けて、総合的に研修を行ったことを受験申請時点で研修している施設の指導医が認めて申請ということになります。

Q.認定研修施設で2年間、認定研修施設以外の施設で1年間の研修を行いました。

[様式 1-2-4] 認定研修施設に在籍する医師用

[様式 1-2-5] 認定研修施設以外の施設に在籍する医師用

研修内容を上記のどちらに記載すればよろしいでしょうか？両方でしょうか？

A.[様式 1-2-4] 認定研修施設に在籍する医師用 に記載ください。

[様式 1-2-4]には、認定研修施設以外で行った研修の記載欄もございます。そのため、認定研修施設以外の施設で研修した1年間の内容は、その欄に記載ください。

認定研修施設のみで研修を行った場合は、[様式 1-2-4]に記載ください。

認定研修施設、認定研修施設以外の施設の両方で研修を行った場合も、[様式 1-2-4]に記載ください。

認定研修施設以外の施設のみで研修を行った場合は、[様式 1-2-5]に記載ください。

Q.私は2018年4月に研修開始登録をしております。様々な事情があり2021年～2023年に受験申請をすることができませんでした。2024年に受験申請をすることは可能でしょうか？再度の研修開始登録が必要でしょうか？

A.[様式 6-2]認定試験受験資格期間延長願をホームページ（下記 URL）からダウンロードし、ご作成いただき、受験申請書類と一緒にご提出くださいませ。

[様式 6-2]認定試験受験資格期間延長願は1部のみご提出いただければ問題ございません。

<https://www.jbmg.jp/documents/>

延長願の内容を担当委員会にて確認し、問題がなければ、2024年も受験可能となります。

再度の研修開始登録は不要です。

先生は2018年4月に研修開始登録をされており、初回受験可能年は3年後の2021年となります。初回受験可能年を含めて、3年間（先生の場合は2021年～2023年）は延長願の提出無しで受験申請が可能です。3年を過ぎた後に受験申請する場合は、[様式 6-2]認定試験受験資格期間延長願を受験申請書類と一緒にご提出ください。

Q.3回連続で不合格（筆記試験・実技試験いずれも不合格）になっております。今後再受験する場合、回数の上限や期限はありますか？また、申請書類は、症例詳記など全て新しい症例にする必要がありますか？

A.特に回数に関する規定はございません。4回目の受験申請の際は、[様式 6-2]認定試験受験資格期間延長願をホームページ（下記 URL）からダウンロードし、ご作成いただき、受験申請書類と一緒にご提出くださいませ。

<https://www.jbmg.jp/documents/>

延長の理由は「その他の特殊な事情のため」としていただき、認定試験の不合格。といった理由を記載ください。

申請書類ですが、症例書類を含む、すべての書類をご提出いただく必要がございます。症例は受験から 5 年以内である必要がございます。2024 年 4 月に受験申請いただく場合は、2019 年 4 月～2024 年 3 月の症例を提出していただく必要がございます。

Q.今回、実技試験の再受験をする予定です。申請書類は、症例詳記など全て新しい症例にする必要がありますか？また、提出不要な書類はございますか？

A.申請書類ですが、症例書類を含む、すべての書類をご提出いただく必要がございます。提出書類についてはホームページを御覧ください。症例は受験から 5 年以内である必要がございます。2024 年 4 月に受験申請いただく場合は、2019 年 4 月～2024 年 3 月の症例を提出していただく必要がございます。

Q.今回、筆記試験の再受験をする予定です。提出不要な書類はございますか？

A.筆記試験の再受験の場合は、[様式 1-2-7] 20 症例のリストと[様式 1-2-8] 症例詳記のご提出が不要となります。提出書類についてはホームページを御覧ください。